

後進国開発と過剰農産物

——米印余剰農産物協定を中心に——

瀧川 勉

一、はじめに

一九五四年農産物貿易促進・援助法（ふつう余剰農産物処理法と呼ばれる）は、アメリカで過剰農産物の累積を緩和する目的をもつて生れたものである。この法律にもとずいて昨年末調印された米印余剰農産物協定は、昨年度以降三年間におよそ三億六千万ドルに相当する農産物の売却・贈与を規定したもので、農産物の数量・金額双方の点からこれまで例をみない巨額なものであつた。⁽¹⁾

今日、アメリカは、「食糧のために窒息しつつある」といわれるほど、農産物の過剰問題が重大化しており、商品金融公社（CCC）の過剰農産物に対する投融資額は、昨年一〇月末現在で八一億ドル余に達し、前年同期に比べて約三億五千万ドルの増加を示した。このような事態に対処して、アメリカ政府は、余剰農産物処理法やMSA法を利用して海外市場の拡大に努めてきたが、余剰農産物処理法第一章にもとずく外国通貨を対価とする農産物の売却協定額は、計画開始以来一九五六年六月末までに一〇億四千万ドルに達したにすぎなかつた。⁽²⁾ しかもこの協定額のうち実際に船積みされたのはわずかに半分の五億ドルであつたから、今回の米印間の協定がいかに大規模なものであり、アメ

リカにとつていかに重大な意義をもつものであるかは、けだし推測に難くないであろう。ペンソン農務長官の揚言するところによれば、この協定によつてアメリカ政府の保有する小麦の一割五分以上、米の二割ないし二割五分が消化されるはずである。⁽⁶⁾

ところで、最近になつて、余剰農産物借款と後進国の経済開発との関連を論じたいくつかの文献が現われはじめてゐる。このうち代表的と考えられるのは、FAOの作成した報告書⁽⁴⁾ *Uses of Agricultural Surpluses to Finance Economic Development in Under-Developed Countries: A Pilot Study in India*, Rome, June 1955, p. 541 づは一九五六年一〇月のフォーリン・アフェアーズ誌に掲載された Matthew J. Kust の“Economic Development and Agricultural Surpluses”という論文であろう。これらの文献に共通する特色は、余剰農産物を利用することによつて後進国の経済発展に重大な貢献をなしうとする点にあるが、このような理論の問題点と限界を検討するため橋渡しとして、はじめに、余剰農産物借款協定というものが現実の具体的諸条件のなかでどのような役割を果たすかを、今回のインドの場合を例にとつて考察してみたいと思う。それは、一般論が、個別・具体的な事実の検討によつて修正されなければならないという認識に立つからに他ならない。

註(1) この金額は、余剰農産物処理法第一章にもとづく一九五四/五五年度全体の協定額(日本を含む一七カ国)に匹敵する大きさで、「歴史的な」協定として宣伝されている。農産物別の数量・金額はつぎの通りである。

小	麦 (約三五〇万トン)	二億ドル
綿	花 (約五〇万俵)	七、〇〇〇万ドル
米	(約二〇万トン)	一、六四〇万ドル
煙	草 (約六〇〇万ポンド)	六〇〇万ドル

酪農製品（主として脱脂粉乳）……………三五〇万ドル
 海上運賃（推定五〇％）……………五、四二〇万ドル

合計 三億六、〇一〇万ドル

協定の概要については、Indo-U. S. Agreement on Agricultural Surpluses, *The Indian Journal of Agricultural Economics*, October—December 1956, pp. 53—56, を参照。

(2) 『米国大統領の公法四八〇号の活動に関する第四回半年報』農林省官房企画室、昭和三十一年。

(3) *New York Times*, August 30, 1956.

(4) 邦訳『低開発国の経済開発融資のための余剰農産物の使用法—インドにおけるパイロット・スタディ』、農林省官房調査課、昭和三十一年。

(5) 主としてアメリカの余剰農産物を意味していることはいうまでもない。C. Wolf, Jr. & S. C. Sufin, *Capital Formation & Foreign Investment in Underdeveloped Areas*, Syracuse University Press, 1955, p. 63, を参照。

二、協定受入れの背景と問題点

インド経済における余剰農産物協定の役割は、一般につきのように考えられている。一つは受入農産物のインフレーション（とくに食糧価格の高騰）抑制の役割であり、いま一つは農産物借款の第二次五カ年計画の財源としての役割である。あとの点は、同時に、外国為替の節約という効果と合せて評価されている。そこで以上二点の意義をインド経済の現状との関連において考察してみよう。

(1) インド準備銀行の報告書⁽⁶⁾は、一九五五／五六年度の終りごろから若干のインフレの徴候がみられると述べているが、卸売物価の動向をたどるとそれよりはやく、一九五五年後半より一貫して物価上昇の傾向が見受けられる。す

なわち、一昨年九月から昨年一十月にかけて卸売物価指数は九〇から一〇九にはね上り、生計費指数（いずれも一九五三年＝一〇〇）は一昨年七月から一年のあいだに九一から一〇一に上昇した。⁽⁷⁾ この比較的顕著なインフレ傾向は、基本的に五カ年計画の進展にともなう開発支出の増大によるものであり、その場合、開発資金が赤字財政によつて調達されたためであると考えられる。⁽⁸⁾

一九五四／五五年度から一九五五／五六年度にかけて、中央政府および州政府の計画支出額は四七・五億ルピー（一ルピーは約二セント）から六〇億ルピーに増大したが、同期間に中央政府の赤字額は一億ルピーから約一七億ルピーへ増大した。この政府勘定面の赤字は、直接通貨の増発をもつて賄われた。かくて一九五四／五五年度内に通貨供給量は一二・七億ルピーの増加を示したのに対して、一九五五／五六年度内には二六・四億ルピー、すなわち前年対比二倍以上の通貨の増発がみられた。⁽⁹⁾

赤字財政の絶対額は近年増大の傾向にある。だが赤字財政がいかに行われても、それにともなつて生産（とくに消費財の生産）が着実に増大するならば、その他の条件に変化がないかぎり、過剰通貨は吸収されてインフレは生じえないであろう。事実、第一次五カ年計画の開始以来一九五四／五五年度にいたるまで、赤字財政の事実にもかかわらず物価の低落が著るしく、ために政府は積極的に輸出振興を策し、多くの食糧についてフロアー・プライスを設定したほどであつた。しかるに一九五五年後半以降、情勢は逆転してインフレ傾向が比較的顕著にみられはじめ、最近では、政府は、物価の高騰を抑制する目的をもつて、衣料品の消費税やマンガンの輸出税の引上げを声明するに至つてゐる。とくに政府がつよい関心を示しているのは、食糧品価格の高騰である。⁽¹⁰⁾ 政府はこの情勢を緩和するために、ビルマとのあいだに二〇〇万トンの米輸入（五カ年間）の協定を結び、その他海外諸国から約一〇〇万トンの小麦を輸入し、さらに一定価格で政府の保有する小麦や米の放出をはじめた。同時に、からし油、落花生油、胡麻油、菜種油等

食用油の輸出を禁止するに至つた。⁽¹¹⁾

このことはきわめて急激な食糧政策の転換を意味する。インドの食糧輸入量は、一九五一年度の四八〇万トンから一九五四年度にはわずか八四万トンに減少していた。その反面、大人一人一日当りの穀物攝取量は一三・五オンスから一四・八オンスに、またカロリー攝取量は食糧全体で一、八〇〇カロリーから二、一〇〇カロリーへ増大した。⁽¹²⁾ インド政府の公式の発表によれば、「第一次五カ年計画の作成当時、深刻な問題であつた食糧や基本原料の不足はいまや克服され」、「第一次五カ年計画における農業生産の増大は、工業化重点政策のための基礎を用意した」。⁽¹³⁾ つまり第一次から第二次五カ年計画にかけて、開発の重点が農業開発から工業化へ移行した最大の契機は、第一次五カ年計画における農業増産の達成にあつたことである。この政府発表を信頼すべきものとするならば、最近の食糧政策の急旋回はわれわれにとつて納得しがたいことである。もちろん、モンスーンに影響されて、一九五五／五六年度の食糧穀物総生産は、前年度の六、六五〇万トンから六、三四〇万トンへ、約五%方の低下を示した。しかし、それにもかかわらず、食糧情勢は良好であると考えられていたのである。⁽¹⁴⁾

このようにみえてくると最近の食糧価格の高騰は、いわば生産の絶対的水準に依存するというよりはむしろ、国民の貨幣購買力の上昇にもなる生産の相対的な不足によるものとみるべきであろう。赤字財政による開発資金支出の顕著な増大が発生しているが、消費財の生産がそれにもなわないたために、満たされざる購買力が消費財に対してインフレ圧力を生ぜしめていると考えられるのである。所得の絶対的水準が極端におし下げられている後進国では、貨幣所得の増大にもなる消費財需要の増大は想像以上に大きいことに留意する必要がある。

ところで消費財生産の増大と貨幣所得増大とのギャップは、第二次五カ年計画ではその重点が重工業に置かれてい

るために、第一次五カ年計画の期間以上に大きくなることが予想される。なぜなら重工業重点の場合には、軽工業重点の場合に比べて、消費財生産が相対的に抑圧されて、それが最終商品として消費者の手に渡るまでにより長い期間を要するからである。貨幣所得の増大に応じて消費財をいかに計画的に確保するか、ここにインドの第二次五カ年計画における一つの重要な課題がある。最近、インド政府は、第二次五カ年計画における食糧穀物の増産目標を当初の七、五〇〇万トンから八千万トンに引き上げたが、しかし改訂された目標の達成は、よほど天候条件に恵まれないかぎり容易なことではなからう。第一次五カ年計画で達成された増産自体がモンスーンによるところが大きいと考えられるからである。⁽¹⁵⁾ここに食糧供給を海外に依存しようとする態度が生れてくる必然的な根拠がある。インド政府は、昨年二月に発表した「第二次五カ年計画草案」(A Draft Outline)のなかでつぎのごとく述べている。

「食糧穀物や砂糖のような基本物資の輸入は、すでに過去数年にわたつて著しく削減された。農業開発にひきつづき重点が置かれていたために、モンスーンが不順でないかぎり、農産物の輸入を現在の水準以上に増大する必要があるだろう。もし天候不順が生ずる場合には、海外から相当量の食糧やその他農産物を輸入することが必要になるかもしれない。海外に大量の農産物の過剰がある現況の下では、必要な輸入量を確保することも困難なことではな⁽¹⁶⁾いに相違な⁽¹⁶⁾く」。

この草案が発表されてから半年たつたためうちに、インドは、すでに述べたように五カ年間に二〇〇万トンの米の輸入をビルマと協定し、余剰農産物処理法によつて三年間に三七〇万トンの米麦輸入をアメリカと協定するに至つた。草案で予定されたインドの食糧輸入量は、第二次五カ年計画期間中に四〇〇万トンにすぎなかつた。この数量は昨年六月に出された最終案で六〇〇万トンに修正されたが、ここに計画作成における大きな誤算が認められるのは明

らかであつて、それは基本的には最近の天候に原因するものではない。これらの輸入食糧は政府の手によつて一定価格で放出され、あるいは貯蔵されてバッファ・ストックの役目を負わされるであらう。⁽¹⁷⁾ それは国民の過剰購買力を吸収しうるかぎりにおいて、インフレ抑制にかなりの効果をもたらすだろう。しかし、その効果は、食糧の放出価格と資金計画に占める赤字財政の大きさに依存するところが大きいことはいうまでもない。⁽¹⁸⁾

輸入自体にデフレ的效果を認めうる場合もある。だが最近のようにイギリスやアメリカにおいてインフレ傾向がある場合、さらにスエズ問題によつて石油価格や船賃が急騰している場合には、逆に輸入のルートによつて国内価格が国際価格にサヤ寄せされる危険性がつよい。

(2) 余剰農産物借款の財政的意義を検討してみよう。余剰農産物の売却によつて生ずる見返インド・ルピーのうち、五、四〇〇万ドル相当分は贈与として、二億三、四一〇万ドル相当分は借款としてインドに与えられる。すなわち、インド政府に借款・贈与として与えられるのは二億八、八一〇万ドル相当分で見返資金全体の八割に達し、アメリカ側が使用するのは七、二〇〇万ドル相当分で、見返資金全体の二割を占めるにすぎない。この三億ドルちかい借款・贈与分は、第二次五カ年計画の財源としてきわめて重要な意義をもつものであるが、この点を

第1表 第2次5カ年計画における資金計画
(単位：1,000万ルピー)

1. 経常歳入剰余	1,200
(1) 現行(1955-56年) 税率によるもの	350
(2) 増 税 分	850
2. 民間からの調達	1,200
(1) 公債発行	700
(2) 少額貯蓄	500
3. その他の財政資金	400
(1) 鉄道国庫納付金	150
(2) 予備金・その他の預託金	250
4. 赤 字 財 政	1,200
5. 海外援助資金	800
合 計	4,800

Government of India, *Second Five Year Plan*, June 1956, pp. 77~78. の数字に最近の修正を行ったもの。

明らかにするために最終案に示される資金計画をかがけてみよう（第一表参照）。

第二次五カ年計画における政府部門への総支出額は四八〇億ルピー、すなわちおよそ一〇〇億ドルの巨額に達する。資金総額の実に四分の一に達する一二〇億ルピーの赤字財政は、なんといつても大きなインフレ要因を形成するものである。資金計画全体をべつとして直感しうることは、政府固有の財源にきわめて乏しいということであろう。それは1と3の項目を合せてようやく一六〇億ルピーであつて、資金総額の三分の一を満たしているにすぎない。その大きな理由の一つは、政府企業の収益が中国の場合に比べてきわめて低く見積もられていることと、逆に公債や借款に頼る割合が大きく見積もられているためである。第二表はこの点の対照を明らかにするものである。

インドは政府歳入の最大部分を公債と外国援助に依存しようとするのに対し、中国は政府歳入の最大部分を政府企業収益と税金に依存しようとする。インドの開発計画における公債および外国援助依存方式はさきの資金計画に示されるところであつて、公債と外国援助合計は一五〇億ルピー、すなわち資金総額の三分の一ちかくを占めている。このうち外国援助は約八〇億ルピー（約一七億ドル）が予定され、そのみで資金総額の六分の一を占める大きさである。この額は、五カ年計画の国際収支不足見積分一一〇億ルピー（この額自体、今後のインフレの進行状況や交易条件の変化に応じて可変的である）のうちから、政府保有の為替財源二〇億ルピーと外国民間資本の純流入分一〇億ルピーを差引いた残額である。それは第一次五カ年計画に予定された外国援助の

第2表 政府歳入の比較 (%)

	インド (1956-57年度)	中国 (1956年)
税金	35.8	47.0
政府企業収益	4.6	48.2
公債と借款	59.6	2.5
その他	...	2.3
合計	100.0	100.0

Eastern Economist, October 5, 1956,
p. 518.

四倍に達する大きさであつて、インド政府はこれを外国政府やコロンボ・プラン諸国、および国連諸機関からの借款・贈与、世界銀行や国際金融会社からの借款、外国民間投資、および外国からのクレジット輸出等、あらゆる可能性に期待しているのである。

八〇億ルピーの外国援助は、ドルに換算すると年間約三億五千万ドル余の外国援助を意味する。このように巨額の援助を計画のうちに見込んでいることは、それが「自分の手ではどうにもならない」要因であるだけに、計画の達成に不確実性のカゲを投げかけざるをえないのである。イースタン・エコノミスト誌（ビルラ財閥系）の編集長ダ・コスタは、第二次五カ年計画における外資不足を四〇億ルピーと見積り、「この処理したい外貨不足にこそ、第一次および第二次の両五カ年計画間における最大の相違がある」と述べ、さらにつづけて「インドの第二次五カ年計画における最大の弱点はこの外貨不足が露呈していることであつて、しかもこの問題を解決できる途はすこしも示されていない」と述べている。もちろん、ダ・コスタの見解には、外国援助要請の政治的意図が多分に含まれているためにいくぶん割引いて受取らねばならないが、それにしても、最近、計画の資金総額が四八〇億ルピーから五三〇億ルピーに引き上げられた情勢を勘案すると、インドの第二次五カ年計画における外国援助の重要性は、ますます高まりこそすれ、いささかも減少しはしないだろう。こうした情勢を考慮したうえで米印余剰農産物協定による三億ドルちかい借款・贈与の意義を評価する必要がある。

世界的に農産物が過剰化の傾向にあり、しかもコモンウェルス諸国内においても過剰生産が深刻化しつつあるとき、インドがアメリカの過剰農産物をかくも多量に受入れたということは、農産物そのものにもまして、見返資金による借款・贈与分をインドが欲していたとみることも、あながち的はずれではないだろう。

(3) 余剰農産物借款が外国為替節約上の効果をもつという点についてはどうか。余剰農産物を自国通貨で購入するということは、ドル不足に悩む輸入諸国にとつて一つの魅力たるを失わぬ点であろう。しかし余剰農産物協定による外国為替節約上の効果は、通常輸入 (usual commercial imports) の規定によつて著しく損われている。協定による輸入は、一国の通常輸入量に代りうるものではなくて、通常輸入量につけ加わつた上積み輸入 (in excess of the usual marketings) としてのみ許可されるものである。たとえば、米印間の協定は、余剰農産物の受入れにともない、協定期間中、毎年五五万トンの小麦、五〇万俵の綿花、三七・五万トンの米（一九五七米国会計年度のみ）の通常輸入量を規定し、そのうちアメリカからの通常輸入分として毎年小麦一五万トン、綿花一〇万俵の輸入を義務付けている（附屬書第一項⁽²⁰⁾）。かくてインドは、アメリカの余剰農産物を受入れる結果、今後三年間にわたつて、毎年平均してすくなくとも一七〇万トンの小麦、六五万俵の綿花を輸入せざるをえないのである。通常輸入の規定は、余剰農産物処理法がアメリカ農産物の海外市場の拡大を最大のねらいとしているたてまえから（同法第一〇一条 a 項・c 項、第一〇四条 a 項）きわめてつよい拘束力をもつものであり、この上積みの規定がある以上、協定による外国為替節約上の効果は著しく損われざるをえないことを銘記すべきである。この点に関して、最近インドを訪問したテキサス大学助教授 J・R・ローチは正直な告白を行つている。「アメリカの『食糧借款』協定は、インドの外国為替必要量を削減する効果をもつものとして歓迎されている。このことはある意味では真実であるが、しかし同協定は「五カ年」計画の見込んでゐる外国為替必要量を削減しないように思われる。その理由は、インドの利用しうるアメリカの過剰農産物は、インドの通常の農産物輸入に追加されるもの (in addition) だからである⁽²¹⁾」。

ここで一つの問題を提起しよう。それはアメリカのインドに対する借款が余剰農産物借款という形をとつて、なぜ

それ以外の形ではありえなかつたかという問題、これである。インドは昨年初め以来、世界銀行（正式には国際復興開発銀行）に対して第二次五カ年計画遂行のための借款を要請していたが、これは余剰農産物協定が調印されるに先立つていちおう拒否されるに至つた。その最大の理由は、同銀行特別調査団の報告によれば、第二次五カ年計画が「幾分野心的すぎる」（somewhat too ambitious）というのである。つまり第二次五カ年計画の目標や規模は、入手可能な資金財源や行政的・技術的資源と対比して巨大にすぎるといふのであるが、しかしそれだけの理由では借款拒否の決定的な理由にはならないのではないか。世界銀行の真意はむしろつぎの見解のうちに汲取ることができるよう思われる。

「開発計画の現段階において、インドはたしかに外国の技術、民間資本、および経営指導によつてなされる貢献を必要としている。計画自体、一〇億ルピーにのぼる外国民間資本の投下を勘定に入れている。しかしながら、より積極的な措置が外資導入促進のためにとられないかぎり、この目標に到達しえないことは明らかである。現在インド政府と企業家が外国の資本や企業に対してとつていう態度は、甚だ消極的な不精不精のものであつて、せいぜいよくいつて、外国資本の参加を奨励するというよりも、大目にみるといつた程度のものである。……われわれの見解からすれば、最近数年にわたつてインドの企業は、海外の企業あるいはインド市場で経営される外国企業との競争から過度に保護されてきている。この両者からいま以上の競争が加わるならば、インド製造工業の質的向上がみられるはずである。……投資条件（investment climate）がより一層有利なものになるならば、外国企業が巨大な拡大しつつある市場への投資に魅力を感じるようになることは明らかである。われわれの見解からすれば、インド政府は、新企業に対して外国資本や経営指導の協力をうるために決然たる努力を行うべきである」。

世界銀行、ならびにその背後に厳存するアメリカ資本が、第二次五カ年計画の性格、とくにインド政府の外国民間資本に対する態度につよい不満の意を抱いていることは、これによつて明らかである。インドの民間企業政策に対する世界銀行の、したがつてアメリカの反感は、同銀行のブラック総裁がクリシュナマチャリ・インド蔵相に宛てた書簡のうちに、より一層明白に打出されている。

「私は私自身の約束を行うに当つて、まずインドの利益が、インド内外の民間企業のために経済、とくに工業の分野の開発に最大限の貢献をするあらゆる助成措置を講ずることにかかつていることを強調せざるをえない。インド政府自体がインドの経済開発に重要な役割を演じなければならぬことは認めるが、インドでは民間企業の力が過小評価され、またその操業は不必要な制限をうけているとの印象が強い」⁽²³⁾。

インドは第二次五カ年計画の実施に当つて、社会主義型社会 (socialist pattern of society) を経済および社会政策の第一の目標としてかかげた。このことは基本的な投資基準が私的利潤ではなくて社会的利益にある (not private profit but social gain) ことを意味する。⁽²⁴⁾ インドは、国民生活水準の急激な上昇と雇用の大巾な拡大を目標として、第一次から第二次五カ年計画にかけて急激な経済発展を長期累進的基盤のうえで実現すべく企図しているが、そのために工業化とくに重工業・基幹産業の発展に最大の優先順位を与えた。しかしインドのように社会的一般資本 (マルクセのいう) の形成がひどく立遅れている未開発社会では、とくに重工業・基幹産業の急速な発展は、政府部門の手をもつてする以外には満足に達成しがたいものである。⁽²⁵⁾ かくて第二次五カ年計画における重心は民間部門から政府部門に移行し、民間部門は絶対的にも相対的にも抑制されざるをえないことになった。開発に要する総投資額は、第一次計画から第二次計画にかけて三一〇億ルピーから六二〇億ルピーに増大したが、そのうち政府部門と民間部門の比重

は、五〇対五〇から六一対三九に変化した。計画における政府部門と民間部門との関係は、つぎの言葉によつて最もよく表現されている。⁽²⁶⁾“The public sector has to grow—and rapidly—and the private sector has to conform to the requirements of the Plan.” すなわち、政府部門は急激な拡大を必要とするが、それは民間企業が欲しない開発に先鞭をつけるだけでなく、経済における投資形態全体を形成するために指導的役割を演じなければならない。⁽²⁷⁾一方、民間部門は社会の許容した包括的な計画の枠内でのみ、その役割を果たさなければならないのである。

インド政府の民間企業に対する干渉は最近とくに強化され、政府の手による民間企業の接収が強力におし進められているとの感が深さ。一九四八年産業政策決議 (Industrial Policy Resolution of 1948) 一九五一年産業法 (Industries Act of 1951) および一九五六年四月の新産業政策決議等⁽²⁸⁾、あいつぐ法令の施行によつて、政府の民間産業に対する国有化権限は著しく強化されつつある。これらの政策と並行して、すでに累進税の度重なる引上げが行われ、一九五五年には農村金融を目的として Imperial Bank の国有化とそれの State Bank of India への改組、および五六年初めにはインド系 (一四九行) および外国系 (一六行) すべての保険会社事業の国有化が断行されるに至つた。とくに後者は、潜在的な国有化不安として内外に大きな衝撃を与えるものであつた。なぜなら、その措置は、保険事業が「その歴史上最も成功を約束されていた時に」⁽²⁹⁾断行され、しかも「その範囲と方法との点で国家が経済に干渉した従来の規模をはるかに凌駕したからである」⁽³⁰⁾。しかも、国有化に際しての不十分な補償に対する訴願権は、一九五六年初めの憲法改正によつて一方的に廃止されるに至つた。

最近のインドにおけるかくのごとき滔々たる国有化への傾斜と、そのうちにおける民間産業の運命は、一ヨローツパ人の眼につぎのように映じた。

「民間産業は、今日インドでは、ある程度、まだ寛恕されているだけで、国家は極めて多くの権限を留保し、したがって民間企業は、つねに、このうえもなく厳格な国家監視というダモクレスの剣のもとにおかれている」⁽³¹⁾。

ダモクレスの剣は、保険事業を別にするにまだそれほどには外国民間資本に対して擬せられるに至っていないが、⁽³²⁾しかし一九五六年四月一日に発効するに至った新法人法は、これまで外国民間資本によるインド投資の拠点となつてきた経営代行制度 (Managing-Agency System) を攻撃するための前哨戦と考えられている⁽³³⁾。だが、いずれにせよ国有化の拡大とともに民間産業の活躍分野が漸次狭められつつあることは、外国民間資本にとつても好ましくないものであり、*climate is not good* と感ぜられることは明らかである。「損失の危険がたえずあり、また、ますます増大するので、インドの企業家達は長期投資計画を実施するのをますます躊躇するに至り、また、この結果、外国の民間資本がインドへの投資を避けようとするのは、何等怪しむに足りない」⁽³⁴⁾。インドが第二次五カ年計画期全体を通じて期待している外国民間資本の流入は一〇億ルピー、したがって年間四千万ドルであつて、それは第一次計画期の七億ルピーに比べて若干の増加にすぎない。戦後、イギリス資本に代つてインドに顕著な進出をとげつつあるアメリカ資本が、このような事態の発展に対して疑惑あるいは進んで反感を抱くことは当然予想しうるところであらう。最近の世界銀行の借款拒否は、このような予想を裏書きするものとみるべきである。

ここで世界銀行の性格について一言ふれておくことが便宜であらう。世界銀行の借款は、厳密に言えばアメリカの借款ではない。しかし、アメリカがその払込済資本の最大部分を占めており、アメリカの承認なしには借款が行われえないという事実からすれば、世界銀行がアメリカの民間資本の利害をつよく反映し、その国際分野への進出を容易ならしめる役割を負わされていることに不思議はないであらう⁽³⁵⁾。世界銀行は、アメリカ金融資本のために平均して年率四・二五%以上の利子を生み出し、アメ

リカ商品のための販路を拡大するという目的をもつ以上に、アメリカ民間資本の世界市場進出のための条件を構築することを、至高の目的とするものである⁽³⁶⁾。その目的と機能の点においては、これまでのアメリカの対外援助計画、たとえばマーシャル・プランやポイント・フォー計画等々となんら異なるものではない⁽³⁷⁾。L・ナタラジャンは、その労作“*American Shadow Over India, 1956*”のなかで、世界銀行借款が受入国にいくつかの経済外的な義務を負わすものであり、インドの場合には、借款の代償として民間資本投資に有利な条件が提供された場合にはじめて、借款が与えられた事実を明白にしている⁽³⁸⁾。したがって、もし受入諸国にアメリカ民間資本の投資にとつて好ましくない条件がある場合、その条件が撤廃ないし緩和されなければ、借款が容易には認められないことは明らかである。世界銀行は、最近になつて、工業やその他の計画が政府によつて支配的に所有され、統制されている場合には、援助を与えることが不可能なことを表明するに至つた⁽³⁹⁾。

世界銀行が従来大きな関心を示してきた公共事業は、電力、灌漑、鉄道輸送、港湾施設等である。さきの世界銀行調査団の報告もまた、インドの鉄道輸送や港湾施設に甚大な関心を示し、鉄道運賃の構造を改め、急速に運賃水準を引上げることが勧告している。その理由の一つは、運賃引上げによつて五カ年間に一〇億ルピーの追加政府財源がえられるというのであるが、イースタン・エコノミスト誌は純益をせいぜい二億ルピーと見積り、それよりもむしろ内陸部の零細企業の受ける打撃が大きいとして反撥している。この論争には、はしなくもハーバード大学のJ・K・ガルブレイス教授が参加することによつて、アメリカとインド民間資本との対立を如実に示した感がある。世界銀行報告書の意図するものは、鉄道運賃の値上げによつて、鉄道輸送以外の交通手段の発展にインセンティブが与えられるというのであるが、言葉をかえれば一般乗客やその他インド内輸送の現有鉄道に対する負担を軽減せしめることにある。それによつてもたらされるものは、現有鉄道の輸送能力の向上であるが、一方のアメリカは、一体それになにを期待しているのであるか。この疑問に接近しうる一つのカギとして以下の事実に着目しなければならない。

一九四九年八月、世界銀行はインドの鉄道復興のために三、二八〇万ドルの借款を与えたが、その代償としてインドは、アメリカ後進国開発と過剰農産物

リカに対するマンガン鉱の輸出制限を解除しなければならなかった。アメリカが最も重要な戦略物資の一つとして渴望しているのは、国内にほとんど産出しないマンガン鉱石であり、一方インドはソ連について世界第二のマンガン鉱石の産出国である。インドのアメリカに対するマンガン鉱石の輸出は、アメリカの援助の増大と併行して顕著な上昇をとげるに至った。たとえば、それは一九四七／四八年度の三六万トン程度から、一九五三／五四年度には一〇四万トンへ、逐次増大の一途をたどった。その場合、マンガン鉱石の輸送にとつて最大の隘路となるものは、いうまでもなくインドの劣悪な輸送施設（能力）であり、港灣施設である。⁽⁴⁰⁾

インドの第二次五カ年計画は、その目標・規模の点で世界銀行のいうように「野心的にすぎる」ものであるかもしれない。この野心的ともみえる経済発展計画を比較的短期間に達成するためには、計画の遂行を政府指導の下に、さらに重工業優先発展を軸体として押し進めねばならない。ここからいくぶん資本主義の原則に相反するような国家の経済に対する干渉が生まれてくる。しかしインドにおける経済開発の現実には、あらゆる点から判断してけつして社会主義のそれではなく、資本主義と社会主義の中間にあるが、いくぶん社会主義の方に寄つていくかにみえるものである。したがつて、インドが今日、全国民的目標として掲げている社会主義型社会 *socialist pattern of society* は、むしろ *socialistic pattern of society* と称する方が正鵠のようである。⁽⁴¹⁾けれども今日、インドがいわば社会主義型と称するような経済開発の方法をとらざるをえないということは、一方で中国の社会主義体制の下における急激なる経済開発という現実的競争を受けている場合、さらに独立後の国民の生活水準向上への欲求を考慮した場合、とうぜんといえるのである。かくて第二次五カ年計画の構想は、インド経済と民衆の現状からすれば、「その規模は大胆ではあるが、政治的には絶対的な最低限度である」（クリシュナマチャリ蔵相）といえるかもしれない。しかし、この大胆な計画を非社会主義体制の下で遂行しようとする場合、世界でも最も低い生活水準（平均）の部類に属するインド

民衆を基盤として前提するかぎり、資金的限界がただちに表面化してくる。ここからインドの外国資本に対する態度は、社会主義の場合とは自ら異らざるをえないのである。今日もなおインドは、第二次五カ年計画遂行のために世界銀行借款に対して多大の執着をみせており、昨年末のネール首相訪米の目的の一つもそこにあつたと言われている⁽⁴²⁾。インドは世界銀行借款の代償として、いかなる経済外的な義務を提供せんとするか。「社会主義型社会」なるインドの政策が、共產主義体制にその物質的成果の点でも、決して劣らないという点を示すことが今日のインドにとつて最も大切であるとすれば⁽⁴³⁾、インドはアメリカの民間資本投資のために相当の犠牲を払つても、世界銀行借款を受け容れようとするのではなからうか。

われわれは、余剰農産物借款が世界銀行借款の拒否されたあとで協定された事実注目しなければならぬ。アメリカの援助が余剰農産物借款という形をとつて、それ以外の形をとりえなかつた理由は、どうしても世銀借款との関連を抜きにしては考えられぬだろう。インドは今回の余剰農産物協定によつて、余剰農産物買却による見返資金のうち八割を借款・贈与（一割五分が贈与分）として与えられることになつた。この借款・贈与率は、これまでの協定においてもほとんど例をみない高率のものであつて（日本の場合の借款率は、第一次協定で七割、第二次協定で七割五分）、この事実をもつてインド外交の勝利とみなす考え方が一般的である。だがつぎのような事実を果していかにみるべきだろうか。協定は、二億三千万ドル余に相当する借款額のうち、その四分の一に相当する五、五〇〇万ドル以上の金額を民間産業育成のために融資しなければならないという条件をインドに賦課した（協定第二条）。つまりこの五、五〇〇万ドル以上に相当する金額が、インドの政府および民間企業から成立つ混合経済（mixed economy）において、民間業の比重を高め、これを育成するための戦略目的をもつて使われるのである⁽⁴⁴⁾。しかもこの金額は、インド国民とア

メロカ国民について平等の条件で融資されるという点で、意見の一致に達した（覚書第二一項）。ここにおいて世界銀行の、さらにアメリカの対外援助政策の本質は、明瞭に貫徹されていることを発見する。余剰農産物借款は、第二次大戦後に特徴的なアメリカの国家資本輸出の形態の一つであるが、同時に、それはアメリカ民間資本の海外進出の地ならし的な役割をも果すものである。アメリカは、その資本の要求を今回の余剰農産物協定のうちで明らかに貫徹した。だとすれば八割という借款率の高さはむしろ異つた意義を帯びてくるのであつて、それはアメリカ民間資本の要求を貫徹するための甘味剤としての役割を果すものとみななければならないであらう。

以上と関連していま一つ指摘しておきたいことは、さきの五、五〇〇万ドル相当分が、民間企業への財源として、インド工業信用投資会社（Industrial Credit and Investment Corporation of India 略称 I C I C I）を含む既存の金融機関を通じて融資されるように要求された事実である（覚書第二一項）。この I C I C I というのは、株式引受、または保証により民間企業の設立、拡張、および近代化を援助し、それに対する民間資金の参加を促進し、かつ民間所有の産業企業を増加せしめる目的をもつて、世界銀行やアメリカ政府およびアメリカの諸銀行の創意と協力によつて設立された民間合弁金融機関であり、運営はすべて民間インド人および外国の投資家（アメリカ人とイギリス人）によつてなされ、インド政府はこれになんらの発言権をもつていない。したがつて、インド政府は、「社会主義的な社会構造」という目標に矛盾するものとして、不本意ながらこれに支援を与えているにすぎないといわれる。⁽⁴⁵⁾一九五四年二月、世界銀行は同会社の設立のために一千万ドルを年利四・六％で融資したが、この事実が示すように、同会社は、アメリカのウォール・ストリートとインド民間資本が提携した金融上の拠点をなすものといえる。

インド政府は要求に対してつぎのごとき回答を示した。「I C I C I に対し追加的融資を行うことには原則的ななんの障害もないが、I C I C I は目下のところ追加資金に対する要求をもつておらず、さらに、事実すでに世界銀行から供与されるように

なつた借款に頼つてきておらないということが指摘された。さらに、もし I C I C I が追加ルピーを求めるならば、通常市場にこれを求めることであらう。インドにおいては、銀行が工業の要求する中期信用を与えることは一般的でない。銀行は短期信用のみを与えるのがふつうである」(覽書に対する回答書簡)。インド政府は、I C I C I に代る既存の融資機関として、国立インド銀行 (State Bank of India)、全国産業開発公社 (National Industrial Development Corporation)、および全国小規模工業公社 (National Small Scale Industries Corporation) の三つをあげたのである。

アメリカがインドに対して、とにかく余剰農産物という形においてにせよ、援助を与えたという点には、それなりに必然的な理由がある。その一つは、いうまでもなくアメリカ国内において累積する余剰農産物の圧力であるが、いま一つは国際的な援助攻勢の激化である。近年、後進国に対する経済援助の競争は、エジプトのアスワン・ダムの例にみるまでもなく、著しい昂まりを示しているが、インドにおいても、もちろん例外ではない。むしろインドは、経済援助競争において、東西両陣営の冷戦の槍舞台になつた観がある。種々様々の援助が「あとからあとからやつてきた、むやみといくつもおしよせた」(ルイス・キャロル『かがみのうら』)のである。ソ連はインドの工業建設に対して広汎な援助を約し、一九五五年二月には、Bhilai の製鋼所建設 (年産七五万トン) に対して、総費用の四三%に達する四億三千万ルピー相当の援助を行う協定を結んだ。しかも、その場合、借款は「平等互惠」の原則に立つて、一二年々賦、利子率二・五%という低利を条件としている (世界銀行による従来対インド借款の平均利子率四・二五%と対照せよ)。さらにイギリス政府は、西ベンガル州の Durgapur 製鋼所の建設 (年産一〇〇万トン) に対して、総費用の五分の一に達する二億ルピーの借款を約し、イギリス銀行シンジケートもまた一億六千万ルピーの借款を約した。イギリス政府借款の条件は不明であるが、銀行シンジケートの場合には五・五%の利子率である。⁽⁴⁶⁾ソ連は、一九五五年以降、

国家予算に占める軍事費の割合を大巾に削減することによつて、後進国開発援助の可能性を具体的に示すに至つた。インドの第二次五カ年計画に対しても長期借款を申入れていると伝えられるが、このようなソ連の援助攻勢に対して、アメリカもまた「援助のバス」に乗りおくれることはできない。中国とインドの経済開発競争において、インド政府の計画を破綻に陥らせることになれば、インド民衆の意志は資本主義体制から社会主義体制の方に傾むいてしまふかもしれないからである。⁽⁴⁷⁾ここに、最近の米印余剰農産物協定妥結の一つの必然的根拠が認められよう。

ソ連の援助に対照的なアメリカの援助の特徴的性格については、経済企画庁の資料がこれを明確にしている。「アメリカの援助についていえば、一九五〇年七月以降一九五四～五五年度までの援助額八億四、一〇〇万ドルのうち約七〇％は借款供与によるものであり、しかもそれらは大部分余剰小麦による特別借款である。……これらの小麦のそれぞれの国内における売り上げ見返資金の使途には条件がつけられており、受入れ国の自由にはならないものである」⁽⁴⁸⁾。アメリカは過剰農産物という解決困難な国内問題をかかえているために、援助競争においてきわめて不利な立場に立たされざるをえない（この点は後段で明らかにするであろう）。一九五一年にインドは、緊急食糧援助法（India Emergency Food Aid Act）にもとずき、アメリカから二〇〇万トンの穀物輸入について一億九千万ドル相当の借款援助を受けた。この一九五一年の食糧借款は、インド資本の立場からすれば、当時の第一次五カ年計画期において、インフレ克服に決定的効果をもつものであつた。⁽⁴⁹⁾しかし、ナタラジャンは、この食糧借款がアメリカの市場価格による以上に高価であつたこと、さらに利子率（二五年々賦、利子率二・五％）が世界銀行のそれよりは低いが、当時のアメリカ政府債の利子率二・二七％に比べてかなり高いこと、しかも借款返済や穀物輸送等について特殊の政治的條件がつけられていたことから、この協定が援助という宣伝に値せず、むしろ通常の商業的取引と考えて然るべきであ

と述べている。⁽⁵¹⁾

一九五六年の米印余剰農産物協定が、その本質上、はたしてどれだけ一九五一年の食糧借款と異っているかは疑問であろう。最後に、協定にともなう最も重要な問題点を総括すればつぎのごとくである。

(イ) インドは、協定によつて借款額の四分の一に相当する巨額のルピー(約二億六千万ルピー)を、民間産業の育成のために融資しなければならない。その含蓄はきわめて重大であり、発足したばかりの第二次五カ年計画において、インド政府の企図する政府産業重点政策にすくなくとも一つのヒズミが加えられたことを意味する。これが今回かぎりのことであれば、影響のおよぶ範囲は比較的かぎられるかもしれない。しかし、今後の世銀借款において、あるいはその他のアメリカの援助において、同様の条件がつけられるとすれば(その公算はきわめて大きい)、今回の借款における民間産業育成の条件のもつ、アメリカ民間資本進出の橋頭堡としての、その役割を過小評価することはできなくなるであろう。それは第二次五カ年計画の性格修正に関する問題をはらんでいる。これによつて外国資本の、とくにアメリカ資本のインド経済に対する影響力がさらに強まるとすれば、つぎのような懸念はきわめて現実的となるであろう。「総合的な経済建設に当つては重要産業部門を国家がにぎり、それを基礎として国家が民間企業を指導することが必要なことはいうまでもない。外国資本に要所を握られているのでは、産業の急速な総合的發展は望むことができないであろう」。⁽⁵²⁾

(ロ) 五、四〇〇万ドル相当分の贈与、および二億三、四一〇万ドル相当分の借款の使途は、今後米印両国間の追加協定によつて具体的に定められるはずである。ただし、贈与分の使途は、農産物貯蔵設備の建設、農産物荷扱用ドックの改善、食糧加工施設の建設等、アメリカ農産物の販路拡大に用いられることに限定され(覚書第九項)、借款分の

使途は相互安全保障借款の線に實質的に従うべく限定されている（覚書第一〇項）。かくて基本的には、インドの受けた借款分の四分の一は民間産業育成というヒモつきのうえで使用を認められ、のこる四分の三は相互安全保障の線に沿つて、換言すれば軍需的目的のためにはじめて使用を認められるのである。しかも、両国政府が借款分、贈与分の使途について意見が一致せず、そのために協定締結以降五年以内に使途が決定しない場合には、アメリカ政府が一方的に余剰農産物処理法第一〇四条の規定にしたがつて使用しうるといふ但書きがついている（協定第二条第三項）。アメリカの見返資金に対する条件、および使途に対する監視がどのように厳格なものであるかは、わが国のMSA法第五五〇条による見返資金、および余剰農産物協定によるアメリカ使用分の大部分が、現在もなお未使用のまま残されているという身近かな事実からも、容易に類推しうるところである。⁽⁵³⁾東南アジア関係アメリカ政府法律顧問M・J・クストはつぎのごとく述べている。「われわれが現在提供している種類の外国援助の限界は、アジア諸国が一九五〇年以来入手しえた経済的および技術的援助のわずか五〇%しか使用していないという事実によつて示される。インドは、第一次から第二次五カ年計画にかけて、大部分アメリカによる未使用の外国援助額約二億ドルを持越したままである。これについてはいくつかの理由があるが、たしかな理由の一つは、提供された援助を現在の形では吸収しうる能力がないということである」。⁽⁵⁴⁾アメリカの援助がこれまでのように特殊の条件つき（軍事的色彩のつよい）でしか使途が認められないとすれば、それはもはや未使用のまま放置されざるをえないであらう。アメリカの援助、とくに余剰農産物援助は、今日の国際情勢の下では、もはや限界にきつつあるといわねばなるまい。⁽⁵⁵⁾かくて、米印余剰農産物協定において、見返資金の使途決定までに五カ年間の猶予期間が置かれたことは、アメリカが使途決定の困難性を懸念した証拠とも考えられるのである。

- (6) Reserve Bank of India, *Press Summary of the Report on Currency and Finance, 1955-56*, Bombay, July 18, 1956.
- (7) IMF, *International Financial Statistics*, 1956.
- (8) IMF, *International Financial News Survey*, August 3, 1956. インドでは、赤字財政 (deficit finance) は主として政府紙幣の増発を意味する (Edwin R. Dean, *Implementing India's Second Five Year Plan, Far Eastern Survey*, December 1956, p. 189)。インフレーションの原因についてはインド内においても対立する見解があるようであるが、ここでは主にインド準備銀行のデータにしたがった。
- (9) IMF, *International Financial News Survey*, op. cit.
- (10) 一九五五年五月から一九五六年八月中旬にかけて、食糧品価格指数 (一九三九年=100) は二七六から四〇一に著騰した (The Indian Journal of Agricultural Economics, October-December 1956, p. 53.)。
- (11) *Foreign Commerce Weekly*, September 24, 1956.
- (12) 日本エカノミクス協会訳、国際連合編『アジア経済年報』一九五六年版、二二二頁。
- (13) Government of India, *Second Five Year Plan : A Draft Outline*, February 1956, p. 23.
- (14) *Foreign Commerce Weekly*, op. cit.
- (15) 第一次五カ年計画期間中の食糧増産を、計画自体で達成されたものとみるか、あるいは天候という偶然因子によるものとみるかで、第二次五カ年計画の評価は根本的に変ってくる。インド内部においても、この食糧増産を良好なモメンタムによる一時的なものであつて、農業生産は決して安定していないとみる見解は根強いものがある (たとえば Edwin R. Dean, op. cit., p. 190. 参照)。バーム・ダットによれば、「この農業生産の増加は、半分以上、天候の条件の良かったためであり、また一つには統計が広い範囲におよんだためであることが公式に認められている」 (R. Palme Dutt, *India Today and Tomorrow*, 1955, p. 286. 邦訳『現代インド』、岩波書店、一九五六年、三三九頁)。
- (16) Government of India, op. cit., p. 32.
- (17) 「一年ほどまえに、もはやインドは大量の食糧輸入を必要としなくなつたと信ずるよう鼓舞された多くのインド人は、いざんとしてかくも大量の食糧輸入に頼らざるをえないと知つて失望を感じている」 (James R. Roach, *Reflections on*

- India's Second Five-Year Plan, *Far Eastern Survey*, October 1956, p. 156.)
- (18) Government of India, *Second Five Year Plan*, June 1955, pp. 39~40, 86.
- (19) E. P. W. da Costa, India's New Five-Year Plan, *Foreign Affairs*, July 1956, p. 669.
- (20) 従来の余剰農産物協定は、アメリカからの通常輸入量のみを規定していたが、今回の協定ではアメリカからの通常輸入量を含めたグローバルの通常輸入量を規定した点に特徴がある。この理由は、同協定がきわめて巨額のアメリカ農産物輸出を規定していることから、他の農産物輸出諸国からの非難を緩和しようとするにあると思われる。
- (21) James R. Roach, op. cit., p. 156.
- (22) *Financial Times*, August 13, 1956.
- (23) 『時事通信』(海外経済版) 昭和三十一年十一月十一日。The Statist, December 15, 1956 (Supplement), pp. 19~20. 参照。
- (24) Government of India, *Second Five Year Plan: A Draft Outline*, February 1956, p. 9. *Second Five Year Plan*, June 1956, p. 22.
- (25) この点に関する古典的文獻として、Rosenstein-Rodan, Problems of Industrialisation of Eastern and South-Eastern Europe, *Economic Journal*, June-September 1943. 参照。
- (26) Government of India, *Second Five Year Plan*, June 1956, p. 30.
- (27) Ibid., pp. 22~23.
- (28) この決定によつて、インドの国内産業はその重要性にしたがい、A表(将来の開発はすべて国家の手によつて行われるもの)、B表(漸次国有化され国家が開発の主導権を握るが、補足的に民間企業も認められるもの)、C表(その他)に三大別された。A表に含まれる産業——軍需品、原子力、製鉄製鋼、重工業施設および機械、重電気施設、石炭・褐炭、石油、鉄鉱・マンガン・クローム・石膏・硫黄・金・ダイヤモンド探鉱、銅・鉛・錫・亜鉛・モリブデン・タンダステン探鉱加工、原子力原料、航空機、航空事業、鉄道輸送、造船、電話・電話線・電信および無線電信機具、発電電。B表に含まれる産業——アルミニウムその他A表外の非鉄金属、砂利や石灰石以外の全礦物、工作機械・工作用鋼、鉄合金、化学工業用基本および中間製品、抗生物質その他基本薬品、肥料、人造ゴム、コークス製造、人造バルブ、道路輸送、海上輸送。
- (29) *Financial Times*, "India, a survey", August 13, 1956, p. 22.

- (30) Franz Aschinger 「インド五カ年計画の目的、内容、その背景」『大蔵省調査月報』、四五卷九号、一〇一頁。
- (31) 同、九〇頁。
- (32) 一九四九年四月六日の議会において、ネール首相は、インド国内の外国民間資本が国民的利害に相反しないかぎりにおいて、これを認め保護するという有名な声明を行ったが、この方針は今日も基本的には変わっていないとみられる (Government of India, *Second Five Year Plan*, June 1956, p. 49. 参照。USD, *Investment in India*, Washington, D. C. June 1953, pp. 109~110. 参照。)
- (33) Franz Aschinger 前掲、一〇五頁。バーム・ダットはこう書いている。「経営代行制度は、イギリス支配下のインド、インドの工業発展に対するイギリスの支配を維持する主要な武器の一つとして発達した制度である。この制度によつて、ごく少数の経営代行商社が、各種の工業会社や企業を、発起し、統制し、資金を供給し、それらの運営、生産、および生産物の市場を支配している。利潤の最良の部分は、株主ではなく、経営代行商社の手に流れていく」。(R. Palme Dutt, op. cit., p. 62. 前掲邦訳、七三~七四頁)。
- (34) Franz Aschinger 前掲、一〇四頁。
- (35) 「レントン・ウッズ」の審議の記録が示しているように、「[世界]銀行がその払込済資本から直接貸付けることよりも、むしろ銀行が民間資本が国際分野に入り込む『安全な橋渡し』をするという考えに、最初から重点がおかれていた。政府間機関でありながら、その財源の大部分を民間投資界に依存しなくてはならないということは、全く銀行の特色の一つである」。(『国際復興開発銀行』一九四六—一九五三年、農林省官房調査課、昭和三〇、五頁)。
- (36) *Eastern Economist*, June 29, 1956, p. 1011.
- (37) Brown and Opie, *American Foreign Assistance*, Washington, D. C., 1953. B. T. Ranadive, *The Crisis of Indian Economy*, Bombay, 1954, p. 18. 参照。
- (38) L. Natarajan, *American Shadow Over India*, Revised Edition, Delhi, 1956, pp. 88ff. 参照。
- (39) *The Hindu Weekly Review*, February 8, 1954. (L. Natarajan, op. cit., p. 92.)
- (40) "The World Bank Mission's Report", *Eastern Economist*, August 3, 1956. "Railway Investment in the Second Plan and Mr. Galbraith," *Eastern Economist*, June 8, 1956. *Financial Times*, August 13, 1956. *Eastern Economist*,

October 19, 1956, pp. 592~593. L. Natarajan, op. cit., pp. 103, 113~114, 269, 参照。

- (41) 第二次五カ年計画草案が冒頭にただ一カ所だけ *socialistic* という表現を使っていることは、暗示的である (4 *Draft Outline*, p. 2)。その他、インド政府以外の文献は、多くの場合、*socialistic* という表現を使用しているようである。その一例—J. P. Chandra, *India's Socialistic Pattern of Society*, Delhi, 1956.
- (42) インドは第二次五カ年計画にもとづく八計画の所要資金として約五五億三千万ルピー (約一二億ドル) の借款を世界銀行に要請した (『朝日新聞』、一九五六・一一・一七)。
- (43) Franz Aschinger 前掲、一〇九頁。
- (44) *New York Times*, August 30, 1956.
- (45) Franz Aschinger 前掲、一〇三頁。L. Natarajan, op. cit., p. 93.
- (46) *International Financial News Survey*, March 9, 1956, p. 281.
- (47) *Eastern Economist*, June 1, 1956, pp. 857~858. 参照。
- (48) 経済企画庁調査課『後進地域における東西援助攻勢の本質』、一九五六・一、一九頁。
- (49) *Eastern Economist*, August 31, 1956, p. 310.
- (50) 一般に小麦借款 (wheat loan) と呼ばれているが、最初の一〇〇万トンの穀物のうちには、六六万トンの小麦の他に二五万トンのグレイン・ソルガム、七万トンのとうもろこし、二万トンの米が含まれ、さらに小麦のうちには一〇〇万ブツェルの人間の食用に値しない混ぜ小麦 (dilute wheat) が含まれていたから、とくに小麦借款という名称を避けた。この混ぜ小麦は、いわゆるインドの「黄変米事件」をひき起した。
- (51) インドによる借款返済の相当部分は戦略物資の形態で行われなければならない (第二項)、さらに穀物の最小限半分はアメリカ船で輸送されなければならない。この輸送条件によつて、インド向小麦の運賃は、トン当り一〇・五ドルから二五ドルに上昇したといわれる (L. Natarajan, op. cit., pp. 96~99, 111.)。
- (52) 「インドの経済建設と新たな後進国援助問題」『政経月誌』、三四号、三八頁。
- (53) 駐日米国大使館『余剰農産物円資金米国側使用分の使途報告』 (一九五六・九・三〇現在) をみよ。
- (54) Matthew J. Kust, op. cit., p. 106.

(55) 現在、アメリカ国内では、本年六月末をもつて失効する余剰農産物処理法の更新をめぐる重大な論議がかわされているが、専門家は三年間ではなく二年間の更新を提案するに当つて、ほとんど実際に使用しないままにいる多くの種類の外国通貨をアメリカがためこんでいる事実を強調し、アメリカが過剰農産物の代償として外国通貨を受取ることは、一年以内に飽和点に達するだろうと推定している (New York Times, November 24, 1956)。

三、余剰農産物を利用する後進国開発理論

後進国開発のために余剰農産物を利用しようとする代表的な見解は、すくなくともわたくしの知るかぎりでは、さきにあげたF A Oの報告書『インドにおけるパイロット・スタディ』とM・J・クストによるフォーリン・アフェアーズ誌掲載の論文の二つである。前者はその名に示されるように具体的・計数的な作業報告書であつて、国連の機関としての性格をよりつよく反映しているのに対して、後者は前者の前提となつている理論的背景とアメリカの立場をよりつよく反映するものである。したがつて、ここでは、後者の論文を主に検討することによつて、それが客観的に意図するものがなんであるかを明らかにしてみたいと思う。

そこでまずはじめにクストの論文の要旨を紹介してみよう。クストによれば、後進国開発の初期の段階では、開発支出の大部分が道路、橋梁、ドック、電力、灌漑、家屋建設、保健、教育等の公共建造物や社会的サービスに、すなわちスルクセのいわゆる社会的一般資本 (social overhead capital) の形成のために支出される。その理由は、後進国では過剰労働力が著しく存在するのに資本や海外からの技術援助に比較的乏しいために、労働集約的Ⅱ資本節約的方向で開発が進められる必要があるからである。ところで後進国では、資本蓄積が乏しいために経済開発に際して

赤字財政に依存しがちであり、この結果、無制限なインフレーションが発生しやすい。というのは、新規に雇用された労働者は、その賃金の大部分を食糧やその他衣料等の消費財に費すはずであるが、これらの物資は後進国では充分に利用しえないからである。

クストの推計によれば、今日インドにはすくなくとも二、五〇〇万人の過剰労働力が存在するから、これを経済開発のために完全に雇用するには理論的に一五億ドルの賃金が必要である。そこで賃金のいくばくが食糧や衣料に支出されるかという点、インドの農業労働力調査や全国サンプル調査の結果から推定して、新規賃金の約六五%（食糧へ約五〇%）⁽⁵⁶⁾である。このような推計の結果（小麦一ブッシェルを二ドルとしての、きわめて大雑把な推計である）、インドはすくなくとも年々一、三五〇万トンの追加食糧を確保することなしには、赤字財政によつて完全雇用を果しえない。第二次五カ年計画で増産を要求されている食糧は千万トンであるが、これはその間の人口増加に比例するものにすぎない。しかも農民の消費水準は極端に低いから、増産分の大部分は農民経済に吸収されてしまい、新規賃金労働者の要求に充分応ずることはできない。ここから、インドでは、海外からの食糧と衣料の充分な供給を保障されることなしには、急速な完全雇用を目指した経済開発計画は経済的に不可能となる。クストによれば、民主主義体制の下で後進国が経済開発を行う場合、二つのジレンマに直面する。一つは経済開発のために重大な課税を行うことが政治的に不可能だということであり、いま一つは、赤字財政は食糧、衣料資源の不十分な場合には、経済的に不健全だということである。

以上はすべてクストの見解であるが、ここまでくれば結論はきわめて簡単である。クストは、アメリカにおける余剰農産物処理法に目をつけ、現行の法規はアメリカの農産物市場開発のみを狙ったものであるから、これを改訂する

ことによつて、後進国の経済開発に利用しようとするのである、つまり、クストの着想によれば、アメリカの過剰農産物と後進国の経済開発を結びつけることによつて、今日の自由世界が悩みぬいている二つの難問がともに解決可能となる。まさにゴルディオスの結び目は一刀のもとに断ち切られるわけである。

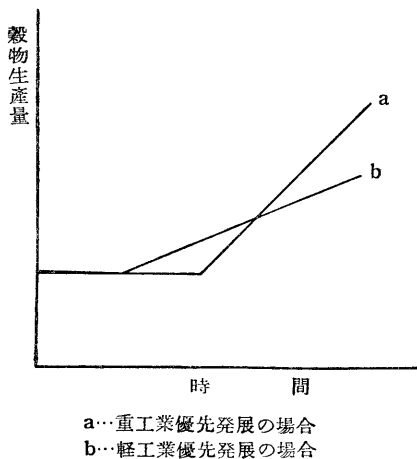
経済発展において農産物の供給がきわめて重要な役割を演ずるという認識は、多少とも後進国の経済発展の問題をあつかう論者に共通していると考えられるが、なかでもこれを重視したのはモリス・ドップであらう。⁽⁵⁷⁾ドップは、経済発展の速度を制約する唯一の基本的要因 (single fundamental limiting factor upon the pace of development) を農業の市場に出しうる余剰 (marketable surplus of agriculture) と考えているのである。⁽⁵⁸⁾かれによれば、ソ連における工業化の初期の段階において決定的な役割を演じたのがこの農業の市場に出しうる余剰 (以下過剰農産物と区別するために農産物余剰とする) であり、これこそ経済発展において決定的な隘路をなすものであり、投資の決定因たるものであつた。この認識から、ドップはソ連における一九二七年の集団化決定を、一九一七年の一〇月革命にも匹敵するほどの意義をもつた歴史的転換点とするのであり、第一次五カ年計画期間の農業における集団化推進の意義、集団化および高率投資計画との密接な関連の意義は、総農業生産や土地生産力に与えた効果よりも、農産物余剰に対する効果の点にこそ求められるとするのである。⁽⁵⁹⁾

ドップがなぜこのように経済発展において農産物余剰の役割を重視するかという理由は、かれの後進国開発理論の体系的な理解に基づかねばならないが、以下必要なかぎりにおいて簡単にふれておこう。ドップは、後進国開発における決定的制約要因として、従来の伝統的見解である貯蓄基金 (saving fund) の理論を、神話であるとして否定する。つまり伝統的・支配的見解では、後進国では蓄積がきわめて乏しいうえに、消費削減の余地がひどく限られてい

るために、開発に必要な国内資金を動員することができない（外資導入不可避論につながる⁽⁶⁰⁾）としているのに対して、ドップは、貯蓄は総生産物から必要消費量を差引いたものであつて、その場合、一方の因子たる必要消費量にのみ目をつけることは誤まりである、他方の因子たる総生産物に目をつけ、もしこの総生産を拡大しうらば貯蓄を増大することが可能になるとするのである。ドップにあつては、総生産の拡大に着目するかぎり、伝統的な貯蓄基金隘路説はその絶対性を喪失してしまう。そこで総生産拡大の可能性であるが、現在の後進国の多くでは、そのためにきわめて有利な条件が具わつている。それは農村過剰人口（マルクセの *disguised unemployment*）の存在である。この農村過剰人口が大量に存在するかぎり、余剰労働力を生産的労働にふりむけても、それは食糧生産と競合するには至らない。なぜなら、農村内の生産的人口（理論的に区別しうるとして）は、事実、余剰労働人口をこれまでも扶養しつづけてきたからである。生産的農民はかれが消費する以上に生産しており、潜在的貯蓄をなして置いていたのである。すなわち、過剰人口というのは潜在的貯蓄の一形態であつた。かくて問題は、この潜在的貯蓄をいかにして動員するかという体制（社会組織）の問題にすぎなくなる。ドップが考える難点は、むしろつぎの点にある。それは、労働力が生産的労働のために農村外に移動した場合、それに伴つて必然的に農産物余剰の販売もまた起りうるといふ保証はどこにもないこと、これである。むしろ、後進国の場合では、農民に特有の経済的・心理的反応から、市場向け農産物余剰の供給は減退するおそれの方がつよい。そこでこの農産物余剰を工業化の過程でいかに増大し（商品化率の増大）確保するかが最重要の課題となり、これを解決するものとしてドップは、農村経済の組織化（とくに農業集団化）、都市と農村との流通面での組織化を必要不可欠の条件と考えるのである。ドップが、ソ連の経済発展における農業集団化の意義をそれほどにもつよく評価した理由は、まさにこの一点にかかわる。

とくにドップの場合には、開発の重心を重工業・基幹産業の優先発展においている。⁽⁶¹⁾ つまり農業に対して工業、軽工業に対して重工業の優先発展を考えているのである。それは現在の後進国の政治的・経済的立場や潜在失業人口の存在を考慮したうえで、きわめて現実的ともいえる考え方である。なぜなら、農業や軽工業に対比して重工業を先行的に発展させることは、しからざる場合に比べて、将来、農業や軽工業の急激な拡大発展の基盤を与え、同様に雇用の面でも、長期加速度的な増大を可能にするものだからである。重工業優先発展と軽工業優先発展との二つの方向が、将来の農業生産の発展にいかなる違いを生ずるか、ドップの簡略なモデルを引用しておきたい。⁽⁶²⁾ 図は、重工業優先発展の場合には、農業生産の長期加速度的拡大の基盤が与えられるのに対して、軽工業優先発展の場合には、比較的短期間に農業生産増大の効果がみられるのに反して、将来の拡大発展の基盤が形成されえないことを明白にするものである。ところで、このように重工業を開発計画において優先的に発展させる場合、とくに短期的には農業生産や軽工業生産は相対的に抑圧されざるをえない。この点から、ドップの開発理論においては、消費財、とくに農産物余剰の確保がきわめて重要な地位を占めることになる。

このように市場向け農産物余剰を経済発展の最大の制約要因とするドップの考え方は、アメリカの学会でも次第に市民権を得つつあるといわれており、⁽⁶³⁾ マンデルバウムやとくにヌルクセの考え方は、⁽⁶⁴⁾ ドップのそれに非常にちかいものである。⁽⁶⁵⁾ このような考え方は、過剰農産物の累積に



悩むアメリカや、その他先進諸国にとつてきわめて好都合というべきであり、学会においても今後ますます多くの支持を獲得するであろう。FAOの報告書やクストの論文の出現は、このような情勢を背景としているのである。たしかに、一国の経済発展過程における市場向け農産物余剰と過剰農産物とは、一定の限界の下において競合しうるものでなく、代替しうるものであろう。⁽⁶⁶⁾だが、ドップのいわゆる市場向け農産物余剰とクストのいう過剰農産物とのあいだには、同一の使用価値にもかかわらず、その機能と形成の基盤においては明白な基本的な差異がある。すなわち、ドップの場合には、市場向け農産物余剰を媒介として、一国の工業発展と農業発展とのあいだに有機的な関連が保たれるのに対して、クストの過剰農産物供給の場合には、一国の工業発展と農業発展との有機的関連が断ち切られるおそれのつよいことである。ドップとクストの最大の相違は、一方が農産物余剰を媒介として工業と農業の長期計画的発展を考えているのに対して、一方が後進国を農産物市場として、さらに工業の投資市場としてのみ考えているという点にある。

クストは、「インフレーションが食糧や衣料のような基礎的消費物資に関して抑制されるかぎり、後進国は工業製品を含むところのインフレーションに関しては不当に思いわずらう必要はない」という。工業製品についてインフレーションが起ることは、「国内民間資本および外国民間資本の投資にとつて強力な刺激を与える」からである。だが、工業製品についてインフレーションが起ることは、資本蓄積を早め、民間資本への投資誘因になりこそすれ、一定の限界をこせば、資本の生産面からの離脱が生ずる（後進国ではとくにはげしい傾向がある）ことから、均衡のとれた経済発展にとつては基本的な障害となるはずである。農業はデフレ（低賃金の基盤）、工業はインフレという論旨は、あくまでもクストにおける外国資本の立場であつて、後進国の真の発展の立場ではない。かくて、過剰農産物は究極の

ところ、先進国の民間資本進出の地ならしの役割を負わされるにすぎなくなる。この点は、米印余剰農産物協定において、借款分の四分の一が民間産業育成の条件をつけてはじめて認められたのと同じの立場である。

クストの考えに対する最大の疑問は、経済発展における工業と農業との有機的関連（価格関係）を外国食糧で断ち切つておいて、どうして後進国農業の自主的發展が行われうるかという点である。クストは、いちおう論文のなかで、外国食糧にもとずく援助は緊急の需要を満たすためであつて、農業の發展を無視するものではないと補足的に述べてはいる。しかし、後進国がみずから食糧供給を賄うるまでにおよそ二五年（！）の年月を要すると想定していることは、この言と明らかに矛盾するものである。

経済発展において海外食糧に依存するという考え方は、基本的には国内における農業の生産諸関係に手をふれることなく、すなわち、土地改革を中心とする一連の施策を回避して、経済發展を試みようとする途に照応するといつてよいものである。農村における封建的ないし半封建的な生産諸関係を前提するかぎり、経済發展において工業面との価格関係を通じて農業生産を高める途は遮断されざるをえない⁽⁶⁷⁾。かくては、農民の生産はきわめて緩慢にしか發展しえないであろう。この場合、工業發展の要求する食糧は、不可避的に海外に依存せざるをえないのである。このような方途はいうまでもなく現在のインド的發展の路線であつて、ソヴィエト的ないし中国的經濟發展の途とは本質的に鋭く対立するものであらう⁽⁶⁸⁾。

ところで、一国の經濟發展において農業と工業との有機的関連を断ち切らずに、むしろ国内の価格関係に無關係に余剰農産物を使用する方法として、FAOの報告書『インドにおけるパイロット・スタディ』はつぎのような二つの前提条件を設けている。その第一は、特定国が經濟開發のために、余剰農産物の助けを借らずに全力を挙げてそれを実

施しており、したがって余剰農産物は従前のものに別に追加される開発 (additional development) を可能にする場合であり、第二には、余剰農産物を用いる新規事業が、余剰農産物の国内消費を増大して従来の供給量に追加された余剰農産物の分を完全に消費するまでに至る場合である (第一章)。これが余剰農産物を開発に使用するための基本的な前提条件であり、この二つの条件が満たされるかぎり、余剰農産物の使用は、特定国内の価格関係に無関係だといのである。第一の条件は、余剰農産物による借款が非生産的な面に転用されるのを防止しようとする意図を含んでいることはもちろんである。第二の条件は、簡単にいうと余剰農産物の開発利用によつて生ずる食糧需要の増加分は、余剰農産物の供給量と一致していなければならないということである。そこでもしこの条件が完全に満たされる場合には、余剰農産物による経済援助は、理論的には受入国における国内食糧の需給関係に全然関係をもたず、したがつて食糧の価格関係に全然影響を与えないことができる。FAOの報告書では、国内の価格関係を動かさないことが前提であり、受入国における余剰農産物の売渡価格は国内価格相当のものたることが要請されているのである。⁽⁶⁹⁾

しかし、FAOのパイロット・スタディ方式のように、受入国の価格関係を動かさずに余剰農産物援助を行うということは、理論的には考えられても、実際問題としてはきわめて困難である。たとえば、余剰農産物を開発に利用する場合、一般的にいって開発資金のうちから実際に余剰農産物を消費するのは比較的小さな額であつて、インドの場合では大体三〇ないし四〇%と推定されている。すなわち、事業コストのうち余剰農産物でカバーできるのは最高四〇%であり、のこるコストの六〇%は別に融資源が求められなければならない。インドでのパイロット・スタディが予想するように、資金残額の三〇%が外国借款または国際借款で、三〇%が国内の追加赤字融資でカバーされたとする場合 (国内の開発財源は前提によつてフルに利用されている)、この三〇%の赤字財政は国内にインフレを発生せしめず

にはおかないだろう。このインフレはとうぜん国内の価格関係に影響するのであつて、FAOのきわめて殊勝なたてまえはここで簡単にくつがえされてしまうのである。もし本当に国内の価格関係を動かさずに開発計画を実施しようとするれば、余剰農産物をもつてカバールしえない開発資金部分をすべて外国の資金でカバールしてやると同時に、開発計画の綿密なる経済計算があらゆる場合に必要となるであろう。したがつて、このような方式は、理論面でこそ興味ある課題を提供するかもしれないが、実務家が実際に行動を起すに当つては、きわめて魅力に乏しいものとなつてしまふであろう。アメリカ農務省のJ・H・リヒターがFAOの方式を非難する主要点の一つがここにある。⁽⁷⁰⁾

さらにこの点と関連するいま一つの問題点がある。余剰農産物をもつて追加の開発事業が成功するためには、一定期間にわたつて余剰農産物の入手が満足に継続して行われるという保証がなければならない。受入国にとつては、計画を完全に達成するためには、長期契約がすくなくとも必要であり、しかもそれが確実に履行されなければならない。しかしながら、この場合、特定農産物について特定数量を過剰農産物国が長期にわたつて継続的に提供しようという可能性が、はたして望みうるであろうか。つまり、アメリカにおける一九三〇年代のような天災（大旱魃）が、将来も絶対に起らないとする根拠は、どこにもないということである。余剰農産物による開発計画の完成が長期にわたるものであればあるほど、この見透しはますます暗くなるであろう。したがつて、FAO方式の前提を確実に守ろうとするかぎり、新規開発事業の性格は短期かつ小規模のものにならざるをえない。この結果、過剰農産物国にとつて望ましい海外市場の拡大は不可能である。

註(56)

FAOの報告書は、種々の調査を総合して、インドでは開発事業による新規資金のうち余剰食糧の購入に支出される割合は、四〇%であると推計している（FAO、『前掲書』、邦訳、一二三頁）。これに比べてクストの推定はいくぶん過大のよ

うである。

- (75) Maurice Dobb, *Some Aspects of Economic Development: Three Lectures*, Delhi, 1951. Second Lecture, *Some Problems of Industrialisation in Agricultural Countries*. Third Lecture, *The Process of Industrialisation in the U.S.S.R.* (小野一一郎訳『後進国の経済発展と経済機構』有斐閣、一九五六年、第二講・第三講)。——, *Social Economic Development since 1917*, London, 1951. Chapter 1, Introduction. (野々村一雄訳『ソヴェート経済史』上巻、新評論社、昭和三十一年第一章序論) 参照。
- (58) 『後進国の経済発展と経済機構』、四七～四八頁。
- (59) 同書、七七～七八頁。ヌルクセも同様に、ソ連における集団化の意義を食糧確保との関連で評価している。「食糧蒐集に關するこの重大な問題は、ソヴェート・ロシアでは集団農場の制度で解決されているようにみえる。『コレクティブ』 collective という言葉は、ここでは二つの意味をもっている。集団農場は単に集団的組織の一形態であるだけではなく、それは何よりもまず蒐集の手段なのである」。(Ragner Nurkse, *Problems of Capital Formation in Underdeveloped Countries*, 1953. 土屋六郎訳『後進諸国の資本形成』、昭和三十一年、六四頁)。ソ連は、農産物出廻り問題解決の活路として、第一五回党大会(一九二七年十二月)において農業集団化(コルホーズ、ソフホーズの拡大強化)を決定した。この大会は、コルホーズ運動を強化することが国内の穀物生産の商品化率をたかめるための最も重要な手段の一つであると認めたのである。この間の歴史的事情と論争については、スターリン「穀物戦線にて」、「工業化と穀物問題について」、「穀物調達と農業発展の見透しについて」(『全集』第一一巻、大月書店、所収)をみよ。
- (60) とくに最近の文献として E. S. Mason, *Promoting Economic Development: The United States and Southern Asia, California*, 1955. 参照。
- (61) ドップは、経済発展において労働集約的な投資形態が優先して行われる唯一の例外は、資本財(工作機械)を輸入するための輸出がすべて交易条件の不利を招く場合だけだと述べている。(Maurice Dobb, "A Note on the So-Called Degree of Capital-Intensity of Investment in Under-Developed Countries," *On Economic Theory and Socialism*, London, 1955. pp. 153~154.)
- (8) Maurice Dobb, *Ibid.*, p. 146.

(63) V. B. Singh, "Keynsian Economics in Relation to Underdeveloped Countries," *Science & Society*, Summer 1954, p. 234.

(64) K. Mandelbaum, *The Industrialization of Backward Areas*, 1955. Preface to the Second Edition. 参照。

(65) ヌルクセとドップの開発理論における基本的な差異は、ドップが開発の優先順位を重工業・基幹産業に基本的に置いているのに対して、ヌルクセはクストの場合と同様、公共的一般資本の形成に置いていることである。

(66) 農村内の余剰労働力を新規生産事業に動員した場合、新規労働者の食糧需要は、現実には従来以上に増大することが予想される（もしそうでなければ新規労働への誘因は与えられない）。もちろん、需要の増大分は、食糧輸送費用の附加によつて部分的には相殺されるであろうが、なおこの相殺が不十分な場合、あるいは農業に一時的な不作が生じた場合、食糧価格の不均衡な高騰を抑制するための、附加的な外国食糧輸入の効果は無視しえないものがある。この点を否定するつもりは毛頭ないが、問題は、このような外国食糧の輸入を、一時的・附加的なものとして一定の限度（量）内でのみ認めるか、否か、である。

(67) 拙稿「東南アジアにおける工業化と農業」（『本誌』七卷二号）を参照されたい。

(68) 現在、インドが、農業発展計画の中核として推進している協同主義的な村落開発計画（community development project）も、事實上、農村における封建的な生産諸関係を前提して、その基盤のうえで押し進めるかぎり、計画のなかに古い生産諸関係を新たに再編成するにすぎず、農民的生産発展の展望はほとんど期待しえないであろう。栗本氏は現状をもつと積極的につぎのごとく述べている。「第一次計画以来（あるいはその以前から）封建色の極めて強い大地主排除の方向は打出されているが、第二次計画が直面したこうした中小地主あるいは富農地主による小作地取上げに対してはこれを否定することができず、彼らの権利を擁護する立場をとらざるをえなかつた。そこで他方の小作人保護の建前との矛盾に悩みつつも、第二次計画における土地政策は中小地主あるいは富農中心の立場を著しく強めてきているようにみえる。しかも、その上に依然として観念的な協同耕作の構想を接木しようとしているのである」（栗本弘「インドの五カ年計画における農業問題」『本誌』一一卷一号、一九五頁）。

(69) FAO、『前掲書』邦訳一八頁。同報告書によれば、「本書の課題は、一方において余剰農産物受入国の市場や国際市場を攪乱することなくどうしたらそれを経済開発に用い得るかを研究するにある」（一一頁）。

- (2) J. H. Richter, "Agricultural Surpluses for Economic Development," *Journal of Political Economy*, February 1956, p. 69.

〔附記〕本稿の作成については、資料の点で官房企画室塚田実氏の援助に負うところが多い。

（研究員）